目的

この法律は、 将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、 また、 食料の安全性に対す

(第一条関係)

る国民の関心が高まる中で、 食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、 食料の安定的な供給

及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、農業者戸別所

農業者の経営の安定を図り、 得補償金 (四1の交付金及び六の交付金をいう。) を交付することにより、食料の国内生産の確保及び もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の

有する多面的機能の確保に資することを目的とすること。

二定義

(第二条関係)

この法律において「主要農産物」とは、 米、 麦、 大豆その他一の目的の達成に資するものとして政令で

定める農産物をいうこと。

三 生産数量の目標

(第三条関係)

1 国 都道府県及び市町村は、 政令で定めるところにより、毎年、 農業者の意向を踏まえ、 相互に連携

して、 それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとすること。

2 国 都道府県及び市町村は、 1の生産数量の目標 (以下「生産数量の目標」という。)を設定したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

3 国 都道府県及び市町村は、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないこ

ڮ

四 販売農業者の所得を補償するための交付金の交付

(第四条関係)

1 国は、 毎年度、 予算の範囲内において、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者

(販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して

行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいう。

以下同じ。)に

対し、 その所得を補償するための交付金を交付するものとすること。

2 1の交付金の額は、 主要農産物の種類別の面積単価 (農林水産大臣が主要農産物の種類別の標準的な

販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して定める面積当たり

の単価をいう。以下同じ。)に販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積 (生産数量の

物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産 ること。この場合において、交付金の額の算定については、政令で定めるところにより、 定した部分を農林水産省令で定めるところにより面積に換算したものをいう。)を乗じて得た金額とす 目標に従って定められた生産量のうち販売に供されるものとして農林水産省令で定めるところにより算 当該主要農産

の要素を加味するものとすること。

五 交付金の返還等

1

3

農林水産大臣は、

(第五条から第七条まで及び第九条から第十一条まで関係)

農林水産大臣は、

その者

面積単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならないこと。

に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができること。

偽りその他不正の手段により四1の交付金の交付を受けた者があるときは、

2 兀 1 の交付金に係る交付の申請、 報告及び検査、 罰則等について、 所要の規定を整備すること。

六 農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付

毎年度、

予算の範囲内において、 政令で定めるところにより、 山間地及びその周辺の地域その他

(第八条関係)

の地勢等の地理的条件が悪く、 農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域におけ

る生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付す

るものとすること。

七 施行期日等

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。ただし、3及び4は、公布の日から施行する

(附則関係)

こと。

2 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、廃止すること。

3 国 都道府県及び市町村は、この法律の施行前においても、生産数量の目標を設定し、これを公表す

ることができること。

4 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、 面積単価を定め、これを告示することができること。

5 2から4までのほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備等については、別に法律で定める

こ と 。